

# 池田町福祉計画

令和6年度～令和8年度

池田町地域福祉計画

池田町いのち支える推進計画

池田町成年後見制度利用促進計画

池田町高齢者福祉計画

池田町障害者計画 (池田町障害福祉計画・障害児福祉計画)

長野県北安曇郡池田町

令和6年4月



## 池田町福祉計画策定にあたって

今、国では歯止めのかからない危機的な少子化が進み、我が国社会全体の根幹を揺るがしかねない有事ともいうべき危機的な状況になってきております。

池田町の高齢化率は令和5年4月1日現在41.4%、国の高齢化率29.1%や大北圏内の平均高齢化率38.1%を上回っています。また、令和5年度の出生数(住民基本台帳)は20人とどまり、現役世代の人口急減は顕著です。



こうした中、人口構造の変化とライフスタイルの変化、多様化などに起因する様々な地域の課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域と共に作っていくことができる「地域共生社会」実現に向けた体制整備が急務となっております。

そこで、この度、池田町では「池田町福祉計画」を策定しました。この計画は「地域福祉計画」と各個別計画を一体的に策定し、基本理念「その人らしくいきいき暮らすことができ、地域で支え合える絆の強いふるさと池田町」を目指すために、分野、課、係を超え横断的に対応する体制作りをし、対応をしていくためのものです。

しかし、「地域共生社会」の実現は行政だけではなできません。池田町に暮らす皆様との協働により初めて実現できるものです。そのために、各地区に出向き、多くの町民の方と現状、アイデア等を共有し、真に池田町に根差した「地域共生社会」の実現に向け、協働で地域福祉の推進してまいります。

結びに、本計画策定にあたり貴重なご意見を下さった町民の皆さま、「総合福祉センター運営協議会」委員をはじめとする関係各位に対し心から感謝申し上げます。

令和6年3月

矢口 稔

## 目次

第1章	序章	P 1
第2章	池田町地域福祉計画	P 9
第3章	池田町いのち支える推進計画	P15
第4章	池田町成年後見制度利用促進計画	P21
第5章	池田町高齢者福祉計画	P29
第6章	池田町障害者計画	P39

(池田町障害福祉計画・障害児福祉計画)

## 別冊 参考資料

### 当該計画における『障害』『障がい』の表記について

「障害」の「害」という漢字に負の印象があるかと思われる方もおりますが、現時点では「障害」に替わる定着した用語がありません。

このため、本計画では、長野県のガイドラインに準じて、「障害」という用語が人の状態を表す場合には、原則「障がい」と表記することとします。ただし、他の機関・団体等の固有名詞を用いる場合や、法令等で使用されている場合などは、原則「障害」と表記します。

## 第1章 序章

### 1-1 池田町福祉の課題

現在、池田町の抱える福祉の課題は様々ありますが、特に大きいものとして2つの課題があると感じています。

#### ○支援体制の課題

多世代相談センターでまとめた延相談件数と実相談人数の表を基に、対象者一人にかかる平均相談件数を算出してみると令和4年度は15.6件、そこに平均対応時間を乗じると18.7時間となり、一人に対し、回数、時間をかけて対応していることが分かります。(図1)

また、主たる相談内容を見てみると、年代別に傾向はあるものの相談内容が分散していることから、一人が複数の困りごとを抱えている状況が伺えます。(図1)

例えば「就労に関する事」を例にすると、入口が就労に関する相談であっても、自身の精神不安の問題、生活困窮の問題といったように様々な分野の課題が絡み合っ「複雑化」している場合や、親の介護の問題、子の引きこもりの問題などの対象者個人だけでなく、その家族も課題を抱えるなど「複合化」している場合があります。

これら「複雑化」「複合化」した相談への対応は医療分野、介護分野、困窮分野といったよう縦割りでは対応先が分かれている事が多いため、主たる相談を行う専門職の取り組みだけでは比較的多くの回数や時間を要してしまうという課題があります。

人的・時間的制約を受ける中で、困りごとの「複雑化」「複合化」に対応していくためには、相談を行う専門職のさらなる対応力の向上はもちろんありますが、状況に応じ制度・分野の垣根を超え、柔軟に多様な人材が関係者として支援の輪に加わることができる体制づくりが重要となってきています。

## 多世代相談センター相談対応(次世代育成支援事業)

図1 延べ相談件数及び主たる相談内容(延べ件数)

令和5年3月31日現在

	R03年度	R04年度
延べ相談件数	7,442件	6,734件
実相談人数	465人	431人
平均対応時間	52分	72分

	00~06	07~12	13~15	16~18	19~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65~	計
妊産婦に関する事	0	0	0	0	11	33	9	6	0	0	59
育児に関する事	206	89	32	0	32	40	37	11	0	0	447
いじめ(学校/職場)	0	6	0	0	0	0	0	9	0	0	15
不登校に関する事	0	143	161	4	0	0	0	0	0	0	308
保育園/学校に関する事	91	59	94	2	0	0	0	0	0	0	246
児童虐待に関する事	81	47	50	12	0	0	0	0	0	0	190
障がい者虐待に関する事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高齢者虐待に関する事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成年後見/金銭管理/年金申請	0	0	13	0	42	0	11	21	23	19	129
心理的不安	4	0	154	0	128	193	139	339	184	85	1,226
就労に関する事	0	0	1	33	122	156	154	454	123	33	1,076
居住に関する問題等	0	0	0	0	26	71	197	277	60	25	656
個別ケース検討会議(要対協)	37	31	38	0	6	0	0	0	0	0	112
会議参加等(要対協以外)	27	70	28	41	24	47	83	94	37	36	487
経済的困窮に関する事	0	0	0	0	11	149	111	181	126	36	614
家族/人間関係に関する事	4	26	78	8	41	102	94	144	45	13	555
ひきこもりに関する事	0	0	0	31	24	76	33	43	0	0	207
DV等/女性相談/男性相談	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6
社会参加に関する事	0	1	6	32	4	0	23	93	35	49	243
その他	9	25	29	3	7	17	17	27	8	16	158
計	459	497	684	166	478	890	908	1,699	641	312	6,734

## ○支え手確保の課題

池田町の人口・世帯等の状況から分かるように町の人口は年々減っていますが、一方で世帯数は増えており、全体の世帯数の増加が、平成7年に比べ、令和2年は約1.14倍、さらに単身の高齢者数は約3.27倍となっています。(図2)

令和4年に北アルプス広域連合で実施した高齢者実態調査の中の「支援が必要になった時、地域の人にしてほしい支援」に目を向けてみますと、移動支援、買い物支援、緊急時の支援といった生活上の支援に対する希望が上位にきています。(図3)

これは同じ敷地内での世帯分離等もあるため一概には言えませんが、核家族化が進み高齢者のみの生活環境となったことで、かつては家庭内の助け合いで解決できていたことが困難な状況であるとの受け止めから、今後の困りごととして表出した結果と見ることもできます。

これらの生活に係るニーズは、現在の各福祉サービスでは十分カバーできず、また今後の増加も見込まれることから、「多様な」「大勢の」支え手の確保が課題です。

この課題に対応していくためには、これからは地域の支え手の存在が一層重要と思われます。

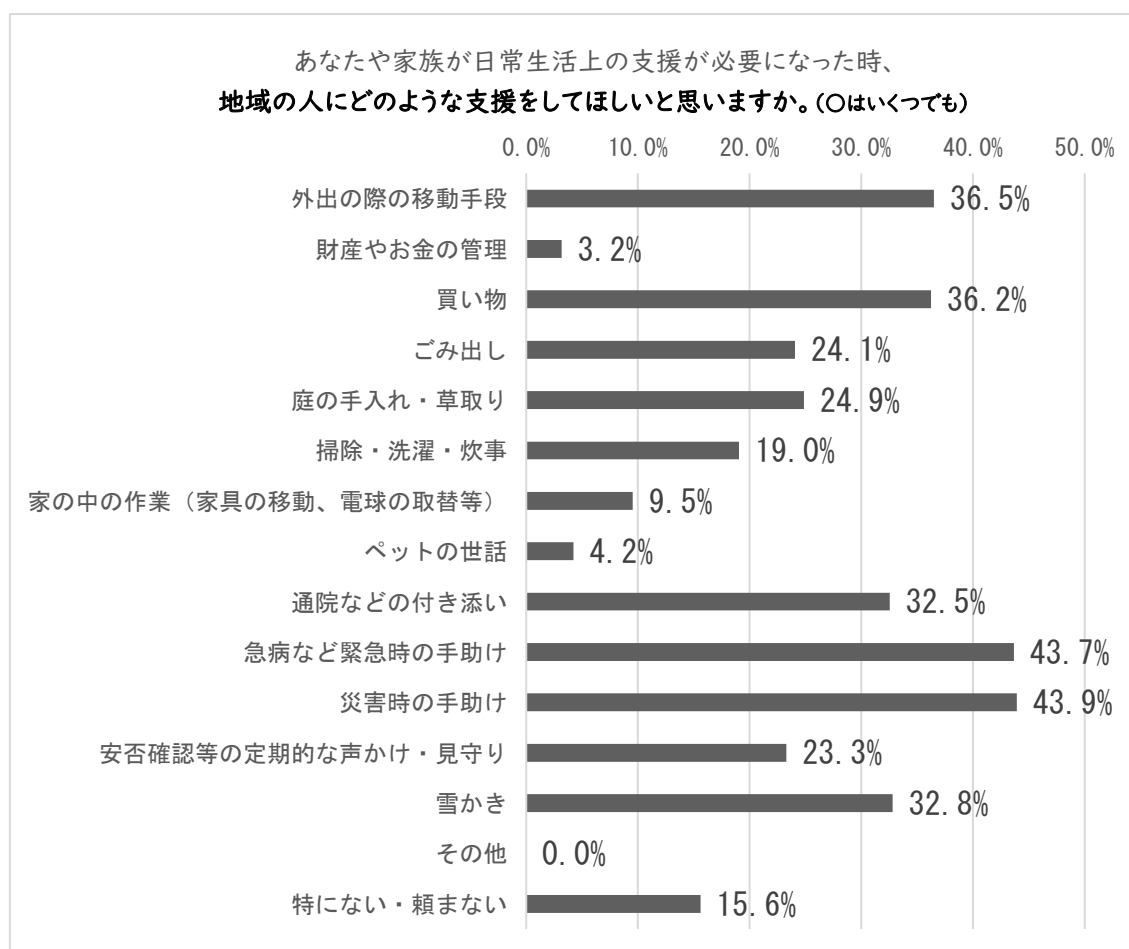
図2 池田町の人口・世帯等の状況（国勢調査より）

年度	総人口 (人)	高齢者人口(65歳以上)						世帯数 (世帯)	世帯人員					
		人数 (人)	高齢化率 (%)	うち		うち			うち、65歳以上の高齢者		人数 (人)	高齢者数 に対する 割合 (%)		
				65～74歳 (人)	総人口 に対する 割合 (%)	75歳以上 (人)	総人口 に対する 割合 (%)		単身者数 (人=世帯)	夫婦のみ 世帯数 (世帯)			単身者数 (人=世帯)	夫婦のみ 世帯数 (世帯)
H 7	10,712	2,305	21.5%	1,370	12.8%	935	8.7%	3,090	383	704	153	226	605	26.2%
12	10,658	2,705	25.4%	1,462	13.7%	1,243	11.7%	3,245	456	833	215	299	813	30.1%
17	10,630	2,946	27.7%	1,377	13.0%	1,569	14.8%	3,399	567	931	284	333	950	32.2%
22	10,329	3,193	30.9%	1,423	13.8%	1,770	17.1%	3,501	661	801	324	401	1,126	35.3%
27	9,926	3,618	36.4%	1,780	17.9%	1,838	18.5%	3,510	712	879	418	522	1,462	40.4%
R 2	9,382	3,708	39.5%	1,715	18.3%	1,993	21.2%	3,533	801	952	500	691	1,882	50.8%

※R2調査より高齢夫婦のみ世帯の定義が「夫婦ともに65歳以上」から「夫65歳以上妻60歳以上」に変更されているため対象となる世帯が増加している

図3 高齢者実態調査からみる高齢者の生活や意識

北アルプス広域連合 実施期間：R4.11.16-12.28 対象者：元気高齢者（介護保険を利用していない65歳以上の方）61名、要介護認定者（介護保険を利用している65歳以上の方）378名



現在、国や県では、地域づくり、高齢者、障がい者及び自殺対策等の分野別計画の策定を個々に求めています。こうした縦割りの考え方は、一体的な展開が難しい現状があります。

「支援体制の課題」や「支え手確保の課題」に対応し、一人ひとりの「その人らしい」暮らしを実現するためには、個の支援、地域課題の抽出、地域課題への取り組みを「池田町の福祉」という大きな枠組みで捉え、計画的に行っていく必要があります。

## 1-2 地域共生社会の実現に向けて

「地域共生社会」とは  
制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会  
(平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に作っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備が必要です。

地域共生社会の実現は、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題(複合的課題、制度の狭間など)の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、『公的支援』と『地域づくり』の仕組み、双方の転換を目指すものです。(図4)

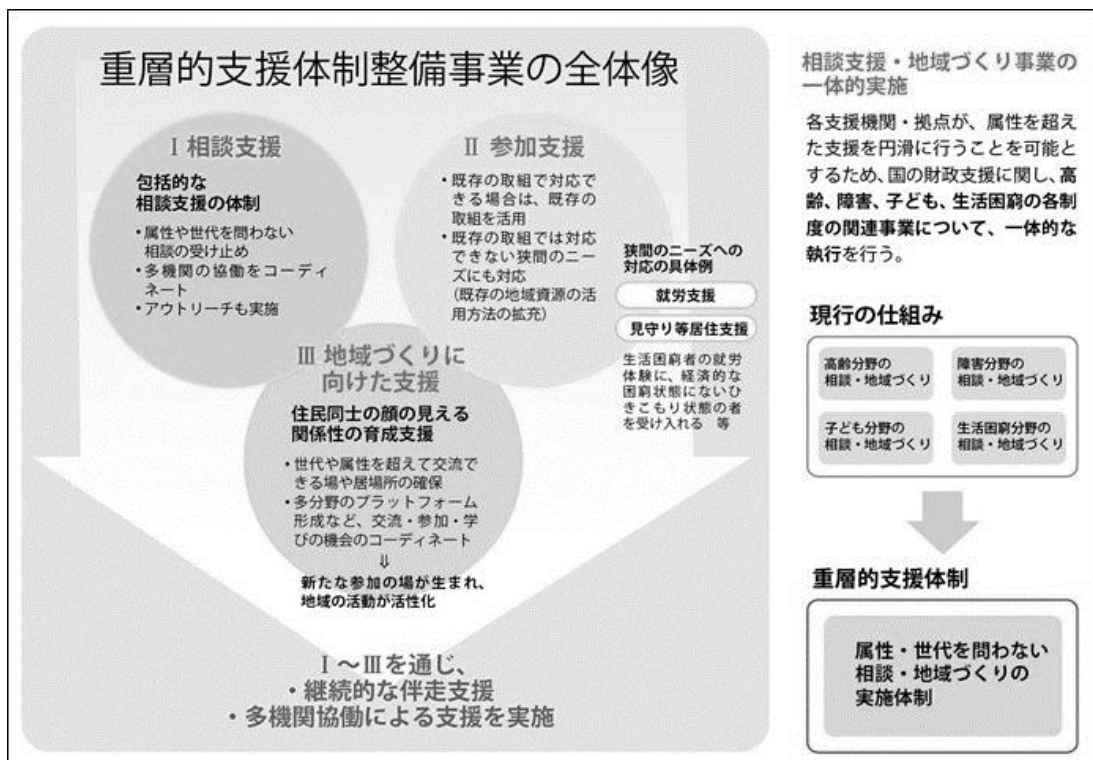
また、地域共生社会実現に向けた手段の一つとして、国からは重層的支援体制の構築が示されています。人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして、高齢、子ども、障害などの分野、属性、世代を問わない相談や地域づくりの実施体制を指しています。(図5)



図4 地域共生社会とは (引用:広報誌「厚生労働」2021年4月号 特集)



図5 重層的支援体制整備事業の全体像 (引用:広報誌「厚生労働」2021年4月号 特集)



### 1-3 池田町福祉計画とその体系

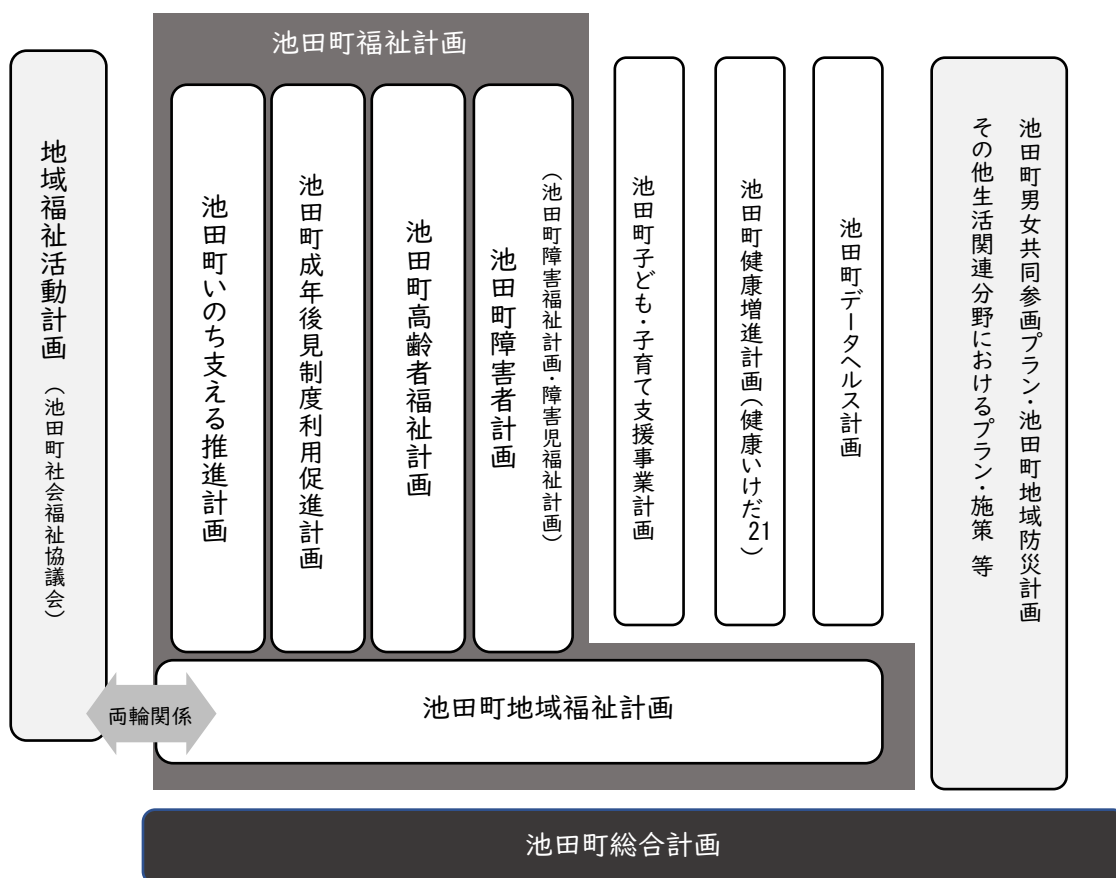
福祉分野においては、老人福祉法に基づく「高齢者福祉計画」や障害者基本法に基づく「障害者計画」など各法律によって市町村に策定が義務付けられている計画（以下各個別計画）が多くあります。

また、社会福祉法に基づく「地域福祉計画」においては、これらの各個別計画の策定にあたって、分野横断的に共通する事項を策定するよう求められているところです。

当町では、これらを踏まえ、「地域福祉計画」と各個別計画を一体的に策定し、各計画の関連性を明確にするため、本誌「池田町福祉計画」として構成しています。（図6）

さらに、同図で示されている、福祉と関連がある「池田町健康増進計画」、「地域防災計画」などの各他分野で策定されている計画や、その他生活関連分野におけるプランや施策とも連携し、特に「地域福祉活動計画」は「地域福祉計画」と両輪のように機能する関係にあるため（第2章池田町福祉計画1-2参照）、一層の整合性・連携を図り取り組むものとしします。

図6 各種計画との関係



### 1-4 計画の期間

地域福祉計画、池田町いのち支える推進計画、成年後見制度利用促進計画、高齢者福祉計画は令和6年度から令和8年度までの3年間を策定期間とします。障害者計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。(図7)

図7 本計画と関連する計画の策定期間

策定期間	平成	令和											
	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
計画	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
池田町第6次総合計画		基本構想 令和元年～令和10年											
基本計画		前期計画					後期						
池田町地域福祉計画	平成28年												
池田町いのち支える推進計画													
池田町成年後見制度利用促進計画													
高齢者福祉計画													
池田町障害者計画													

### 1-5 計画推進と評価

本計画について PDCA サイクル「計画(Plan) → 実施(Do) → 評価・検証(Check) → 改革・改善(Action) → 「計画(Plan)」を繰り返しながら効率的・効果的で着実な計画の推進を図るために、計画の進捗状況、数値目標への達成度については、毎年池田町総合福祉センター運営委員会に報告し、評価及び見直し等について協議を行います。



## 第2章 池田町地域福祉計画

### 目次

第1節 計画の基本的性格	P10
第2節 前計画の評価	P11
第3節 基本理念および施策の体系	P11
第4節 計画の推進	P13
基本施策1 その人らしく暮らせる支援の取り組み	
基本施策2 地域課題を見つける取り組み	
基本施策3 地域課題への取り組み	
基本施策4 多世代相談センター、地域包括支援センターの機能強化 計画の評価	

## 第1節 計画の基本的性格

### 1-1 法的位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、地域福祉の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標設定し、計画的に整備していくものとされています。

当町においても、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野の「上位計画」として位置付け、個別計画と「基本理念」を共有し、個別計画の策定にあたっての地域課題の把握や施策への反映などの取り組みの方向性を定めるものです。

### 1-2 池田町社会福祉協議会との連携

池田町社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法に基づき設置されている民間組織で、地域の人々の「住み慣れた町で安心して生活したい」という願いの実現を目指して様々な活動を行っています。

社協は町全体の地域福祉推進のために継続して中心的な役割を担っていく事となるため、当町が策定する行政計画である「地域福祉計画」と、社協の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」とは、両輪のように機能する一体的なものであることが必要です。

これからも町と社協は常に緊密な相互連携をとり、地域福祉に関する理念や方向性を共有し、地域福祉推進のための各種事業を協働して進めていきます。

### 1-3 地域福祉の考え方

全国社会福祉協議会では地域福祉を以下のように捉えています。

「地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方」

### 1-4 地域の考え方

本計画での「地域」の単位は、「課題を共有し、その課題に取り組む共通認識をもち、具体的な行動を起こしやすい範囲」とします。

町全域、小学校区、自治会単位、生活コミュニティー単位（隣組・班等）など様々な単位が「地域」と考えられます。

## 第2節 前計画の評価

前計画の「基本施策1 地域まるごとのつながり強化と、わがまち・我が事」では、妊娠期から高齢者まで、世代や分野の隔てなく生活課題を抱えるすべての人に、地域包括ケアシステムを作っていくことで、暮らしを支え、地域まるごとのつながりを強化していくことを目指しました。これは、3年の計画施行期間で達成できるものではなく、継続的に取り組んでいく必要があります。

また、令和5年5月に開催した第1回総合福祉センター運営委員会では、「町が地域の課題を把握しきれていない」「課題を把握するためにはどうしたいのだろうか」といったご意見を頂き、次期計画でも継続して取り組んでいくことの上承を得ました。

これらを踏まえ、施策1の推進に対し、より具体的な内容を検討していく必要があると分かりました。

## 第3節 基本理念および施策の体系

### 3-1 基本理念

その人らしく いきいきと暮らすことができ、  
地域で支え合える 絆の強いふるさと池田町

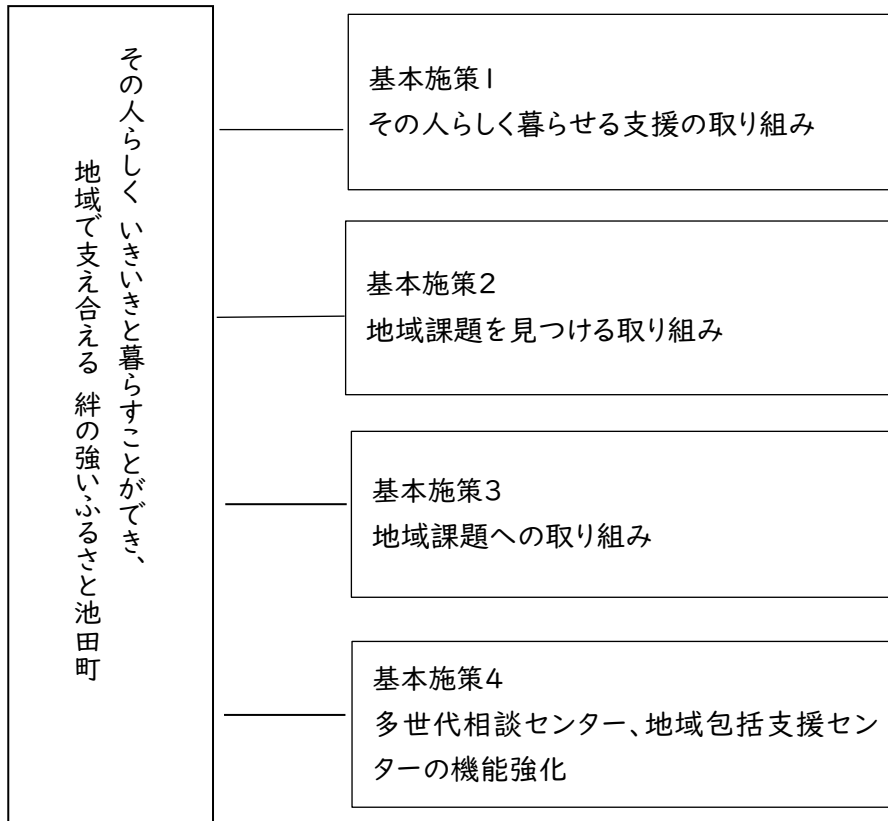
前期の(第1期・第2期ともに)池田町地域福祉計画及び各個別計画では上記の基本理念を掲げ、それぞれの計画を推進してきました。

今期においても、第1回総合福祉センター運営委員会にて承認を得たことから、継承することとします。

### 3-2 施策の体系

この基本理念を実現するため、基本施策を以下のとおり整理します。

#### 基本理念





## 第4節 計画の推進

### 基本施策1 その人らしく暮らせる支援の取り組み

#### (1) まずはつながること

暮らしに課題を抱えるのは、一握りの特別な人だけではありません。人生の中で、誰しものが多かれ少なかれ、助けが必要になることがあるのではないのでしょうか。

助けが必要な場面に直面した人を、誰も取りこぼさない仕組みが必要です。

池田町には、町の組織だけでなく、社会福祉協議会や福祉の専門職、民生委員など、各種相談窓口が複数存在します。また、世代や分野によらない総合相談窓口「多世代相談センター」を設置しています。

これら関わる人全員が、自分では解決できない内容であっても、まずは受け止め、解決できそうな専門機関に繋がります。知人友人やお隣さんから相談を受けた、町内の多様な人や組織が、「まずは受け止め、次につなぐこと」ができるよう、次につなぐ先=窓口を伝えていきます。

#### (2) その人らしさを知ること

池田町には、「保健や障害、子育て、介護などの福祉の専門職一人ひとりが、地域のみなさんの顔と名前がわかる」、そんな距離感を築きやすい魅力があります。

地域の皆さんとかかわりを持つことの多い、各分野の専門職一人ひとりが、「地域の一員としてのその人」を知るところから始めます。

どんな趣味活動をしている？よく行くお店はどこ？一緒に出掛けるご友人はいる？犬の散歩で挨拶する人は？などの問いから、「支援が必要な人」としての一面だけでなく、「地域・社会の中のその人=生活者としてのその人」を発見していくよう努めます。

これにより、その人らしさをつくるヒト・モノ・コトのつながりが見えてきます。

#### (3) 地域を巻き込んだ多様な支援

「その人らしいつながり」は、「生活者としてのその人」が、暮らしの生活上の課題を抱えた時に力を発揮します。

若い世代の支え手が減っていく今後、福祉の専門職だけで生活の全てを支えていくことは難しくなると予想されます。

例えば、日常的な会話を楽しむ時間が減ったり、小さな困りごとの解決には少し時間がかかるようになるかもしれません。そんな時、つながりの一端を担う皆さんが、話し相手になってくれたり愚痴を聞いてくれたりすることに救われるかもしれません。

こうした多様なつながりが、暮らしを支える役割を担っていきます。

## 基本施策2 地域課題を見つける取り組み

基本施策1の関わりや、課題解決の支援を通して、福祉の専門職は、個別の課題から地域の課題を導きだします。

ひとりひとりの支援を積み重ねることで、共通点といえるような項目や課題が見えてきます。これらを「地域全体の課題」と捉えます。

## 基本施策3 地域課題への取り組み

基本施策2により見えてきた地域の課題は、多様な組織や団体、地域のみなさんに伝えていきます。

趣味活動の団体、地域のレクリエーションの集まり、自治会の組織、専門職の組織団体など、多様な地域の支え手に伝えます。

「池田町が抱える暮らしの課題」を、地域の多様な構成員＝地域の主役であるいろんな人が、少しでも考えることができたのなら、「自分にできること」を見つけるきっかけになるかもしれません。

こうした一連の積み重ねが池田町を、「地域で支え合える『お互い様』の町」にしていくと考えます。これこそが、「その人らしく、いきいきと暮らすことができ、地域で支え合える 絆の強いふるさと池田町」なのではないでしょうか。

## 基本施策4 多世代相談センター、地域包括支援センターの機能強化

これら一連の施策展開にあたり、相談職員の資質向上は必須です。目の前の人の課題を解決するにとどまらず、そこから一歩進んで、地域の中の一人としていく視点や、適切に課題を把握する力、それを大勢の方に伝えていく力などが求められます。研修を受講したり、係内検討を行うなど、相談職員の能力向上に努めます。

## 計画の評価

総合福祉センター運営委員会にて地域課題を示し協議していきます。(1回/3年)

## 第3章 池田町いのち支える推進計画

### 目次

第1節 計画の基本的性格	P16
第2節 前計画の評価	P16
第3節 基本施策の設定と施策の体系	P17
第4節 計画の推進	P17
基本施策 誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり	
(1) 施策の方針	
(2) 基本施策の展開	

## 第1節 計画の基本的性格

本計画は自殺対策基本法第13条第2項に基づく自殺対策計画として策定します。

## 第2節 前計画の評価

池田町のち支える推進計画(計画期間:令和元年度~令和5年度)では、池田町第6次総合計画における基本目標の一つである「支えあい健やかに暮らせる町」を具体化するための方向として、7分野67項目の事業等を定めました。ここに掲げた施策や事業等の実施状況を点検し、目標に対する達成状況を評価します。

評価は、下表のとおりA~Dの4段階で行い、数値目標が掲げられている施策や事業等は定量的に評価し、それ以外の項目については定性的な評価を行いました。なお、定性的な評価にあたっては、極力関連指標の数値から判断する様にしました。

	定量評価	定性評価
A	100%以上	目標を超過している
B	80%以上 100%未満	目標を達成している
C	50%以上 80%未満	目標をほぼ達成している
D	50%未満	目標を達成していない

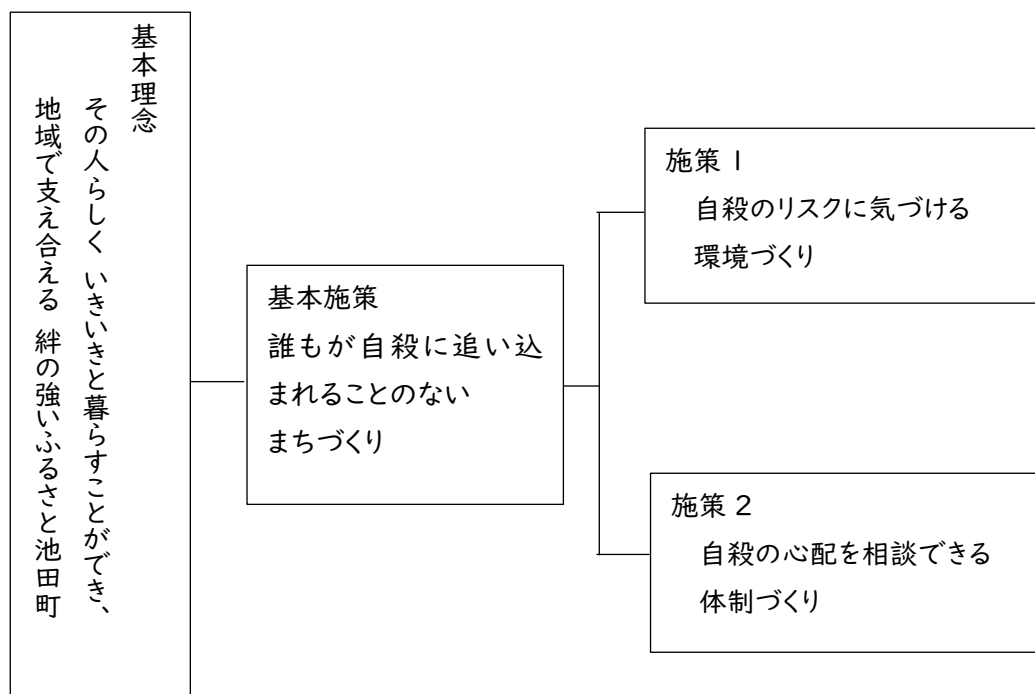
評価の結果、全体ではA、B評価が67項目のうち39項目(58.2%)、D評価が67項目中16項目(23.9%)でした。

特にA、B評価が多かった専門職や町職員へ意識づけや個別支援への取り組みは、その効果もあり、様々な機関から多世代相談センターへつながり、包括的支援への展開を行うことができました。

一方、地域への周知・啓発に関する取り組みは、上記を優先的に取り組んだことや、コロナの影響を受けた事業も多く、D評価の多い結果となってしまいました。

(参考:別冊参考資料P13-26)

### 第3節 基本施策の設定と施策の体系



### 第4節 計画の推進

#### 基本施策 誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり

##### (1) 施策の方針

自殺の多くが追い込まれた末での死です。

その要因は過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめ等、ひとによって様々ですが、このような要因が複雑に絡み合い、心理的な孤立に追い込まれ、自殺以外の選択肢が考えられないようになった末に至ってしまうものであることが明らかになっています。

そのため池田町のち支える推進計画では、池田町地域福祉計画の各計画により要因の改善を図るとともに、自分自身また、お互いが自殺のリスクに気付くことができ、気軽に相談できる地域づくりを目指します。

## (2) 基本施策の展開

## 施策Ⅰ 自殺の心配に気づける環境づくり

	目指す姿	事業	評価項目	主担当
Ⅰ	心の健康状態を意識し、他者の自殺のリスクに気づける環境がある	ゲートキーパー研修の実施	保健所と連携して、主担当係以外の町職員、ケアマネージャーや相談支援専門員、民生委員等、支援に関わる人を対象としたゲートキーパー研修を実施する。 (1回/年)	多世代相談センター
		情報の周知、提供	ポスターの掲示等、国や県からの依頼に対応するとともに、必要に応じて防災無線等で情報の周知や提供を行う。 (随時)	
			認知症サポーター養成講座等の機会を利用し、チラシの配布等を行う。(1回/年)	
	心の健康状態を意識し、自分自身の自殺のリスクに気付ける環境がある	情報の周知、提供	ポスターの掲示等、国や県からの依頼に対応するとともに、必要に応じて防災無線等で情報の周知や提供を行う。 (随時)	

※ ゲートキーパー…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられている人のこと。(厚生労働省ホームページより引用)

## 施策2 自殺の心配を相談できる環境づくり

	目指す姿	事業	評価項目	主担当
1	心の健康状態を意識し、自分自身や他者の自殺リスクについて相談できる環境がある	対応の主体となる部署の確立	<p>多世代相談センターが主体となって、対応する。 (随時)</p> <p>ポスターの掲示等の依頼が国や県からあった際に併せ、ホームページや防災無線等を利用し、役場職員や住民に対して、様々ある相談先等を周知する。 (2回/年)</p>	多世代相談センター





## 第4章 池田町成年後見制度利用促進計画

### 目次

第1節 計画の基本的性格	P22
第2節 前計画の評価	P22
第3節 基本施策の設定と施策の体系	P24
第4節 計画の推進	P24
基本施策1 権利擁護支援の基盤整備	
(1) 施策の方針	
(2) 施策の展開	
基本施策2 成年後見制度の正しい理解促進	
(1) 施策の方針	
(2) 施策の展開	
基本施策3 安心・安全で利用しやすい制度運用	
(1) 施策の方針	
(2) 施策の展開	

## 第1節 計画の基本的性格

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号、以下「利用促進法」）に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的な推進を図るために策定するものです。

利用促進法第 14 条第 1 項において、市町村は、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定、以下「国基本計画」）を勘案して、当該市町村の区域における権利擁護支援の地域連携ネットワークとその中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備等の施策について基本的な計画を定めるように努めるものとされています。

## 第2節 前計画の評価

池田町成年後見利用促進計画（計画期間：令和 3 年度～令和 5 年度）では、①権利擁護支援の基盤整備 ②成年後見制度の正しい理解促進 ③安心・安全で利用しやすい制度運用という 3 つの基本目標を定め、その下に 9 項目の必要な施策や事業等を定め、そのうち 6 項目に数値目標を据えました。

評価は、下表のとおり A～D の 4 段階で行い、数値目標が掲げられている施策や事業等は定量的に評価し、それ以外の項目については定性的な評価を行いました。なお、定性的な評価にあたっては、極力関連指標の数値から判断するようにしました。

	定量評価	定性評価
A	100%以上	目標を超過している
B	80%以上 100%未満	目標を達成している
C	50%以上 80%未満	目標をほぼ達成している
D	50%未満	目標を達成していない

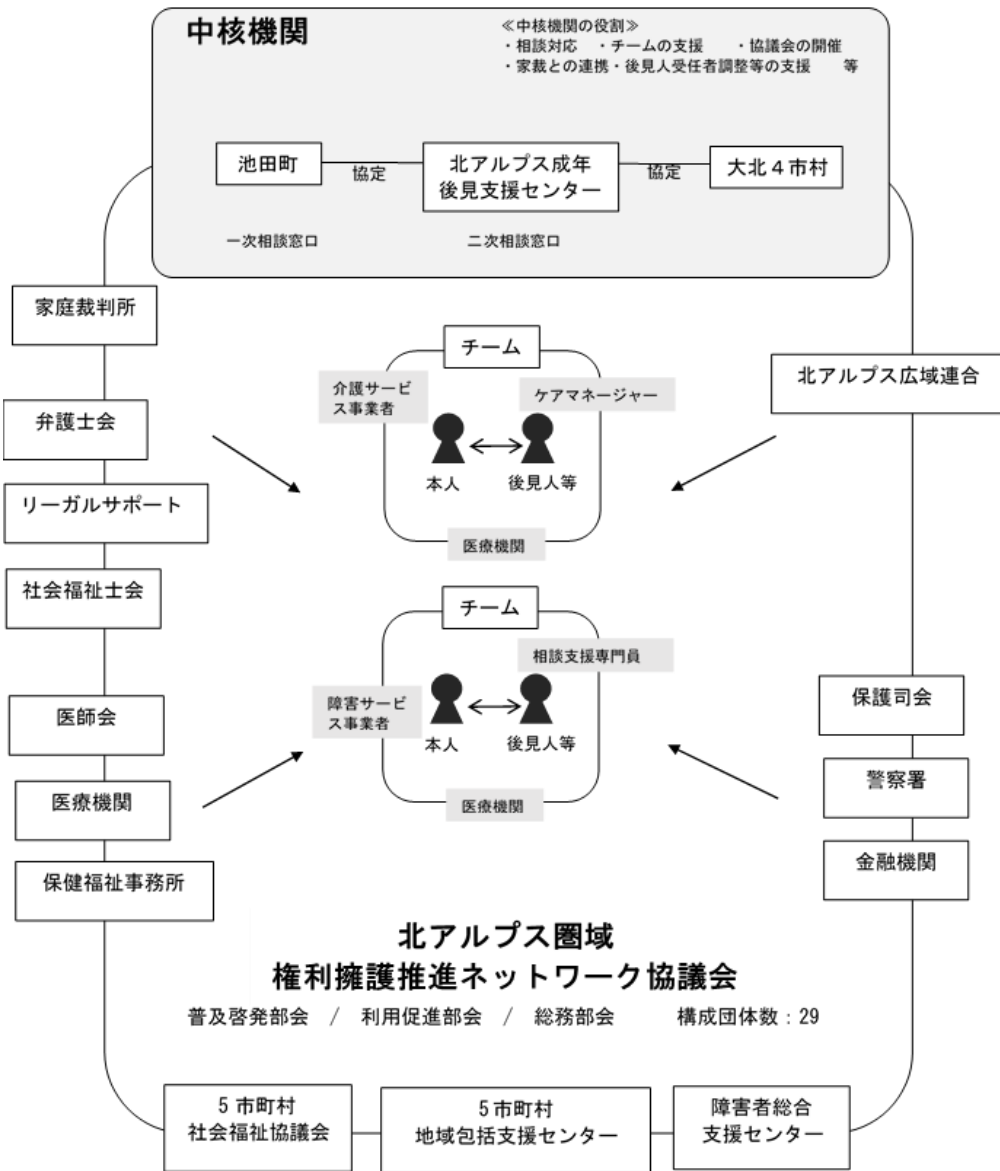
中核機関の役割整理や課題解決協議を行う部会の設置、各種研修・講演会の開催など、数値目標を掲げた 9 項目の施策の内、4 項目が A 評価（44%）、2 項目が B 評価（22%）、1 項目が C 評価（11%）、2 項目が D 評価（22%）となっています。

C、D 評価の 3 項目の内、「受任調整会議の設置」と「後見人が気楽に相談できる窓口の設置」の 2 項目には着手できませんでした。新たな会議の場や窓口設置には至らないものの、どちらも年 12 回実施した無料相談会にて相談対応することができています。

また、「法人後見支援員の養成」については、今期は協議会での先進地視察を行い、利用促進部会にて検討議題としました。様々な関係者や側面に配慮が必要とわかり、今後も検討が必要と判断しました。実際の養成にまでは至りませんでした。（参考：別冊参考資料 P27-28）

前計画期間中には、中核機関の役割を整理しました。また、権利擁護推進ネットワーク協議会を設置し、部会により課題解決に向けた協議を行う体制を整備しました。

また、市町村を一次相談窓口、北アルプス成年後見センターを二次相談窓口と整理し、より効率的な相談体制を整備しました。一次相談窓口職員への研修等を行うことで一次相談窓口の対応力強化を図りました。

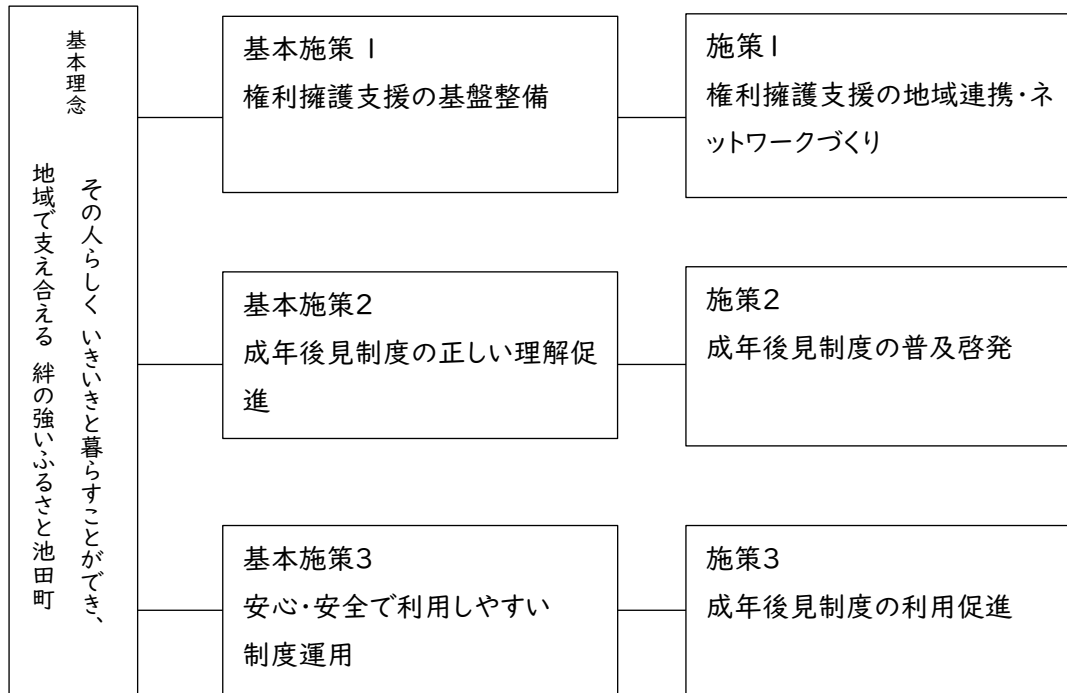


<<地域連携ネットワークの役割>>  
 ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援  
 ・早期の段階からの相談・対応体制の整備  
 ・意思決定支援・身上保護を重視した  
 成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

<<地域連携ネットワークの機能>>  
 広報機能、相談機能、利用促進機能、不正防止効果

地域連携ネットワークのイメージ

### 第3節 基本施策の設定と施策の体系



### 第4節 計画の推進

#### 基本施策1 権利擁護支援の基盤整備

##### (1) 施策の方針

国基本計画では、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図り、その中核機関に期待される機能を段階的・計画的に整備することとされています。

大北5市町村の担当部局を1次窓口、北アルプス成年後見支援センターを2次窓口とし、双方を中核機関と位置付けて各機能の役割を整理するとともに、権利擁護支援の関係者との連携を強化し、地域連携ネットワークの基盤を整備・充実します。

(2) 施策の展開

施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

	目指す姿	事業	評価項目	担当
1	権利擁護支援地域連携ネットワークを強化する	圏域協議会の全体会及び部会に参加し、権利擁護支援に関する共通理解を促進するとともに、圏域全体の課題について協議します。 また、圏域協議会の構成団体に新たに当事者団体や専門職団体等を加え、連携体制を拡充します。	圏域協議会全体会の開催・参加 (1回以上/年)	多世代相談センター・地域包括支援センター
2			圏域協議会部会の開催・参加 (1回以上/年)	
3			圏域協議会の構成団体数 (32団体)	
4	日常生活圏域の権利擁護支援体制がある	虐待や消費者被害等の権利侵害、支援者の介入拒否(セルフネグレクト)、万引きや交通違反、徘徊など、自ら声を上げて助けを求めることができない人を早期に発見し、適切な支援につなげるため、より身近な地域内における支援体制を構築します。	池田町地域ケア会議での検討 (1回以上/年)  個別ケースには随時対応していきます。	

基本施策2 成年後見制度の正しい理解促進

(1) 施策の方針

成年後見制度は、認知症や知的・精神障がい等により意思決定に支援が必要な人も地域でその人らしく暮らせる社会を目指し、ノーマライゼーション・残存能力の活用・自己決定権の尊重という3つの基本理念のもと、平成12年に介護保険制度と同時にスタートしましたが、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しく、財産保全に偏った説明や運用がなされているとの指摘もあり、十分に活用されていません。

成年後見制度に関する広報活動を強化するとともに、権利擁護支援に関する窓口の対応力向上を図り、成年後見制度の正しい理解を促進します。

## (2) 施策の展開

## 施策2 成年後見制度の普及啓発

	目指す姿	事業	評価項目	担当
1	成年後見制度に関する広報活動を強化する	パンフレット、広報紙、ホームページ等で一次・二次相談窓口を明示するとともに、市民向けの講演会、関係者向けの研修会等の開催を通して、成年後見制度（法定後見制度・任意後見制度）の普及を図ります。	講演会・研修会の開催・参加 (3回以上/年)	多世代相談センター・地域包括支援センター
2	権利擁護支援に関する対応力が向上する	一次相談窓口担当者（中核機関職員）の研修を行うとともに、定例の無料相談会を活用し、相談窓口の対応力向上を図ります。	一次相談窓口担当者への研修実施・受講 (1回/年)	
3			無料相談会の実施・活用 (12回/年)	

## 基本施策3 安心・安全で利用しやすい制度運用

## (1) 施策の方針

意思決定に支援が必要な人は、自ら制度利用の必要性を訴えることが困難であり、虐待や消費者被害等の人権侵害に遭いやすく、必要な介護・福祉サービスを適切に選択・決定することも難しい状況におかれています。

成年後見制度の利用が必要な人を早期の段階から必要な支援につなげ、後見等開始後においても継続的に本人の意思決定をチームで支援する体制を構築するとともに、適切な後見人等の受任調整や後見人等への支援体制の構築、申立・報酬費用助成制度の充実、市民後見人・法人後見支援員等の人材育成を段階的に実施することで、後見業務の適正化を図り、安心・安全で利用しやすい制度運用を推進します。

(2) 施策の展開

施策3 成年後見制度の利用促進

	目指す姿	事業	評価項目	担当
1	権利擁護支援チームでの支援ができる	一次相談窓口への巡回相談や事例検討会を通して、親族や福祉・医療・地域の関係者が協力して後見人等と共に日常的に本人を見守りながら、本人の意思を最大限に尊重した対応を行う体制をつくります。	一次相談窓口への巡回相談・活用 (8回以上/年)	多世代相談センター・地域包括支援センター
2			事例検討会の実施・参加 (1回/年)	
3	適切な町長申立てができる	意思決定に支援が必要な人の状況に応じ、成年後見制度の必要性を早期に見極め、本人・親族申立ての手続支援を行うとともに、必要に応じて町長申立てを行います。	町長申立てを視野にいたったケース検討 (ケース発生時随時)	
		適切な後見人等候補者を推薦するための受任調整会議について検討し、段階的に整備していきます。		
4	後見人が相談できる場がある	成年後見制度の利用開始後において、後見人等が気軽に相談できる窓口を設置するとともに、家庭裁判所や専門職団体等との連携を図りながら、後見業務の適正化を図ります。	後見人等受任者からの相談件数 (令和6年度 窓口設置準備) (令和7年度 3件/年) (令和8年度 5件/年)	

	目指す姿	事業	評価項目	担当
5	成年後見制度への助成制度を拡充し、活用促進をはかる	低所得者に対して、成年後見制度の申立費用や報酬を助成する「成年後見制度利用支援事業」について、町長申立て以外の本人や親族による申立ての場合も利用できるような見直しとともに、活用を促進します。	成年後見制度利用支援事業を見直す	多世代相談センター・地域包括支援センター
6	権利擁護支援の担い手の選択肢が増える	将来的な成年後見制度の利用増に対応するため、北アルプス成年後見支援センターにおいて、法人後見支援員を養成します。 また、県や北アルプス広域連合、家庭裁判所や専門職団体等と連携し、市民後見人の養成について検討します。	法人後見支援員養成人数 令和6年度 1人/年 令和7年度 1人/年 令和8年度 2人/年	



## 第5章 池田町高齢者福祉計画

### 目次

第1節 計画の基本的性格	P30
第2節 前計画の評価	P30
第3節 基本施策の設定と施策の体系	P31
第4節 計画の推進	P32
基本施策1 いきいき長寿生活のまちづくり	
(1) 施策の方針	
(2) 基本施策の展開	
基本施策2 暮らしを支え合うまちづくり	
(1) 施策の方針	
(2) 基本施策の展開	
基本施策3 尊厳を守り、安心して暮らせる 支え合いのまちづくり	
(1) 施策の方針	
(2) 基本施策の展開	

## 第1節 計画の基本的性格

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づき、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画であり、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定により、北アルプス広域連合第9期介護保険事業計画と一体として策定するものです。

## 第2節 前計画の評価

池田町高齢者福祉計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）では、①いきいき長寿生活のために、②暮らしを支え合うまちづくり、③尊厳を守り、安心して暮らせる支え合いのまちづくり、という3つの基本目標を定め、その下に45項目の必要な施策や事業等を定めました。ここに掲げた施策や事業等の実施状況を点検し、目標に対する達成状況を評価します。

評価は、下表のとおりA～Dの4段階で行い、数値目標が掲げられている施策や事業等は定量的に評価し、それ以外の項目については定性的な評価を行いました。なお、定性的な評価にあたっては、極力関連指標の数値から判断するようにしました。

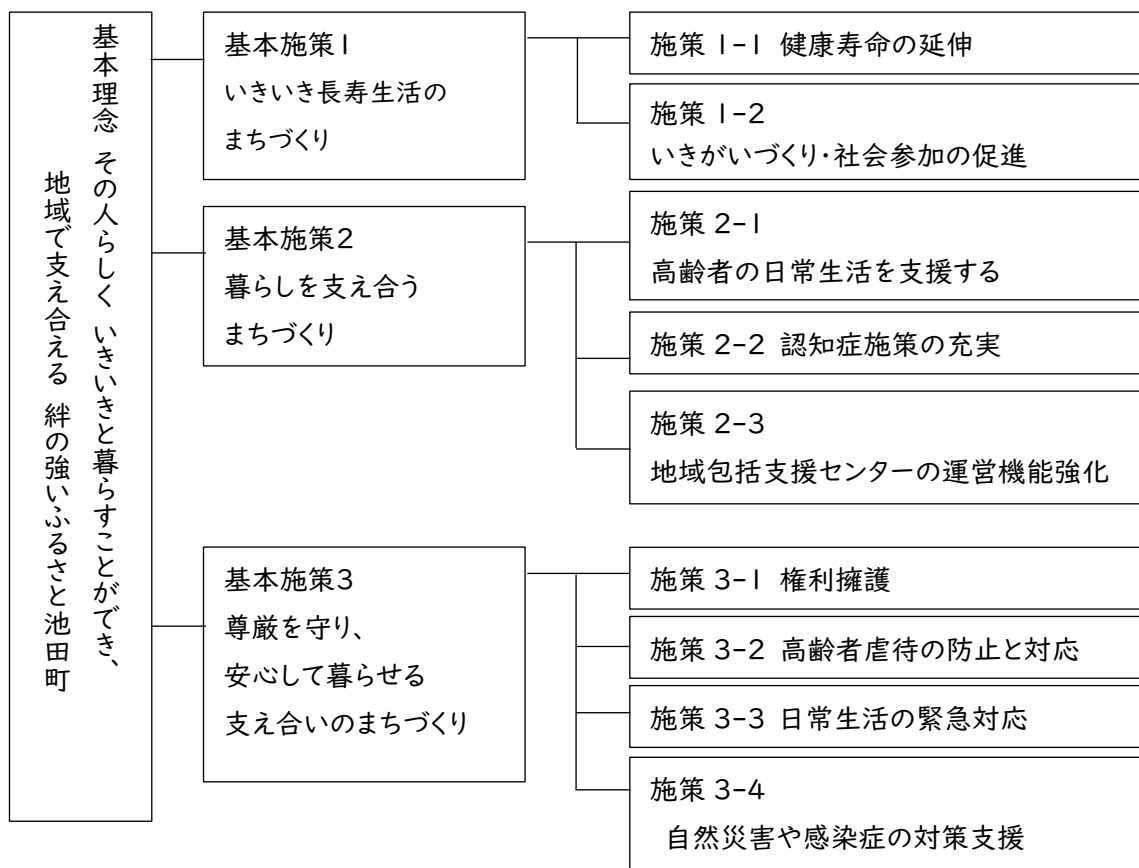
	定量評価	定性評価
A	100%以上	目標を超過している
B	80%以上 100%未満	目標を達成している
C	50%以上 80%未満	目標をほぼ達成している
D	50%未満	目標を達成していない

評価の結果を目標別にみると、基本目標1 いきいき長寿の生活のために ではD評価が5項目（33.3%）、基本目標3 尊厳を守り、安心して暮らせる支え合いのまちづくり では、3項目（15.8%）を占めています。意欲的な目標を設定した結果、生活習慣病の重症化予防者の減少等の項目は3年という計画施行期間での達成には至りませんでした。また、自然災害や感染症の対策支援では、計画施行期間内に災害対応の運用方法の変更があったため、目標に達しませんでした。また、新型コロナウイルスの感染予防として実施できない事業もあり、全体ではA、B評価が70.6%となりました。

（参考：別冊参考資料 P38-45）

### 第3節 基本施策の設定と施策の体系

高齢者を取り巻く現状や、地域福祉計画及び「北アルプス広域連合第9期介護保険事業計画」の理念を踏まえ、各施策を以下のとおり整理します。



## 第4節 計画の推進

### 基本施策1 いきいき長寿のまちづくり

#### (1) 施策の方針

住民一人ひとりがいつまでも元気でいられるよう、生きがいを持ち、得意なことや趣味を活かして、いきいきと地域での活動や社会参加ができる町を目指します。

#### (2) 施策の展開

##### 施策1-1 健康寿命の延伸

目指す姿	事業	評価項目	主担当
「健康いけだ21」、「データヘルス計画」による			

##### 施策1-2 生きがいつくり・社会参加の促進

	目指す姿	事業	評価項目	主担当
1	社会参加の場がある	みのり塾の開催	(12回/年)	生涯学習係
2		一般介護予防事業 介護予防教室の実施	(5回(月～金)/週)	健康増進係
3	社会参加の場を継続できる	地域でのゴム体操が継続におよび、地域包括支援センター理学療法士の協力	地域包括支援センター理学療法士の各種教室への参加希望への対応(100%)	地域包括支援センター
4		老人クラブの活動継続	老連及び加盟老人クラブへの補助金交付	福祉係
5	多様な社会参加の情報が、必要な人に届く	多様な社会参加の場がわかりやすく伝わる	「池田町支え合い・助け合い活動ガイドブック」(生活支援体制整備事業)の更新(1回/年)	地域包括支援センター (委託先:社会福祉協議会)

## 基本施策2 暮らしを支え合うまちづくり

## (1) 施策の方針

生活やつながりを支える取り組み・仕組みを地域の方と共につけていきます。

最期まで住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、暮らしを支えるサービスの基盤を作っていきます。

## (2) 施策の展開

## 施策2-1 高齢者の日常生活を支援する体制整備

	目指す姿	事業	評価項目	主担当
1	地域の人々が協議する場がある	住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な仕組みについての検討	「支え合い・助け合いを広げる協議体」会議等の開催（年3回）	地域包括支援センター（委託先・社会福祉協議会）
2	人材養成と活動できる環境がある	支え合い・助け合いに参加する人が増える	「介護予防・日常生活支援サービス人材養成講座」新規受講者（15人/3年）	
3			「介護予防・日常生活支援サービス人材養成講座」修了後の活動参加率（80%）	
4	場や人材を見える化する	地域に潜在する人材や場が、わかりやすく伝わる	「池田町支え合い・助け合い活動ガイドブック」の更新（1回/年）	
5	事業の質が向上する （総合事業 B 型・D 型）	既存の総合事業（B（通所・訪問）・D 型）利用者等を対象にした事業評価	PDCA（1回/年）	
6			総合事業 B 型（通所）事業の選択肢が増える	
7	公共交通機関が使えない人への移動を支える	1人での外出に不安を抱える人への移動支援	事業の対象になる人で、総合事業（D 型）の利用希望者への対応（100%）	

8		介護が必要な人への移動支援	福祉輸送サービスを実施し、依頼に対する対応 (100%)	福祉係
---	--	---------------	---------------------------------	-----

## 施策2-2 認知症施策の充実

	目指す姿	事業	評価項目	担当
1	認知症になっても地域で暮らし続けられる地域がある	地域の様々な人への認知症の正しい理解を促す	認知症を考える講演会の開催 (1回/年)	地域包括支援センター
2		認知症の人の応援者である「認知症サポーター」の養成	サポーター養成講座を行うキャラバン・メイトの養成講座の実施 (1回/3年)	
3	必要な人に必要な情報が届く	地域に潜在する、認知症を支援する人材や場が、わかりやすく伝わる	認知症ケアパスの更新 (1回/3年)	
4	介護者を支える	認知症介護者への施策検討におけたニーズ把握	ニーズ把握調査の実施 (1回/3年)	
5	認知症を予防する	認知症予防の意識づけ・啓発	地域の集いの場等での啓発事業 (5回/年)	

※ 認知症ケアパス…認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめたもの。認知症の人や家族が「いつ」「どこで」「どのような」医療や介護サービスが受けられるのか、認知症の様態に応じたサービス提供の流れを地域ごとにまとめたもの。(厚生労働省ホームページより引用)

## 施策2-3 地域包括支援センターの運営強化

	目指す姿	事業内容	評価項目	主担当
1	計画的に施策を展開する	計画的な事業推進	「地域包括支援センター事業計画」PDCA (1回/年)	地域包括支援センター
			あづみ病院、社会福祉協議会等へ委託・負担している各事業につきPDCA (1回/年)	
2	認知症施策を推進するための人材を配置する	人材配置	認知症地域支援推進員を配置する	
3	生活支援体制整備施策推進のための人材を配置する		生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を配置する	
4	地域の介護サービスの質向上のため、本人や家族が気軽に意見を言える環境を整備する	苦情対応	広報誌・ホームページへの苦情窓口の掲載 (1回/年)	
5	他方面の情報を収集、広報する	必要な人に、必要な時に、必要な情報が届く	地域包括支援センターの周知、虐待、認知症、成年後見制度について町広報誌への掲載 (各1回/年)	
6	個別の支援を通じて、関係機関との連携・ネットワークの強化、地域ケア力の向上を図る	個別ケア推進	地域ケア個別会議や専門職との学習会 (10回/年)	
7	個別課題の解決から地域の課題を抽出する  地域課題を検討したり、学びを深めることで、地域包括ケアシステムの深化につなげていく	地域ケア推進	地域課題の整理 (1回/年)	

### 基本施策3

#### 尊厳を守り、安心して暮らせる 支え合いのまちづくり

##### (1) 施策の方針

高齢者自身も介護をする家族も、地域の中で孤立することなく生活できる池田町を実現します。災害時や緊急時に早期に、確実な対応をします。

##### (2) 施策の展開

###### 3-1 権利擁護

	目指す姿	事業	評価項目	主担当
「成年後見制度利用促進計画」による				

###### 3-2 高齢者虐待の防止と対策

	目指す姿	事業	評価項目	主担当
1	早期発見できる	虐待防止（不適切ケアの防止）や早期発見の理解を深める	住民、関係者を対象とした研修会や事例検討等を行う (1回/年)	地域包括支援センター
2	支援者が適切な対応をとれる	関係者がチームで支援できる		
3		町職員の対応力を高める	高齢者障害者虐待防止・対応マニュアルや各種ガイドラインの確認を行う (1回/年)	

###### 3-3 日常生活の緊急対応

	目指す姿	事業	評価項目	主担当
1	備えることができる	緊急時に備える仕組みがある	ニーズに対して緊急情報カプセルの配布 (100%)	地域包括支援センター
2	発信できる	緊急時にSOSを出せる仕組みがある	ニーズに対して緊急通報システム事業の	



			実施(100%)	
3	変化に気づけるつながりがある	緊急時に早期に気づける仕組みが	見守りを希望する人に対し見守りネットワークを構築する(100%)	

3-4 自然災害や感染症の対策支援

	目指す姿	事業	評価項目	主担当
1	福祉避難所運営がスムーズにできる	福祉避難所の訓練の実施	(1回/年)	福祉係
2	避難行動要支援者を把握する	避難行動要支援者名簿を毎月更新する	(月1回(年12回))	
3	避難行動要支援者を把握する 支援が必要な人が避難できる	情報共有同意書の回収率をあげるため、対象者への勧奨を行う	(回収率 70%)	
4		個別避難計画の充実	自主防災会による個別避難計画にあたり、依頼等に応じた支援(随時)	センター 地域包括支援
「池田町地域防災計画」による				



## 第6章 池田町障害者計画（池田町障害福祉計画、障害児福祉計画）

### 目次

第1節 計画の基本的性格	P40
第2節 前計画の評価	P40
第3節 基本施策の設定と施策の体系	P41
第4節 計画の推進	P42
基本施策1 尊厳を守り、誰もが自分らしくいられるまちづくり	
(1) 施策の方針	
(2) 基本施策の展開	
基本施策2 安心して暮らせる 支え合いのまちづくり	
(1) 施策の方針	
(2) 基本施策の展開	

## 第1節 計画の基本的性格

本計画は障害者基本法第11条第3項に基づく障害者計画として策定します。

本計画は当町における障がい者施策の現状と課題から、今後の障がい者施策の基本方向を示す計画となっています。

## 第2節 前計画の評価

池田町障害者計画(計画期間:令和3年度~令和5年度)では、障がいのある方が地域でその人らしく安心して暮らせるまちづくりを基本目標として定め、その下に10の必要な施策と、88項目の事業等を定めました。ここに掲げた施策や事業等の実施状況を点検し、目標に対する達成状況を評価します。

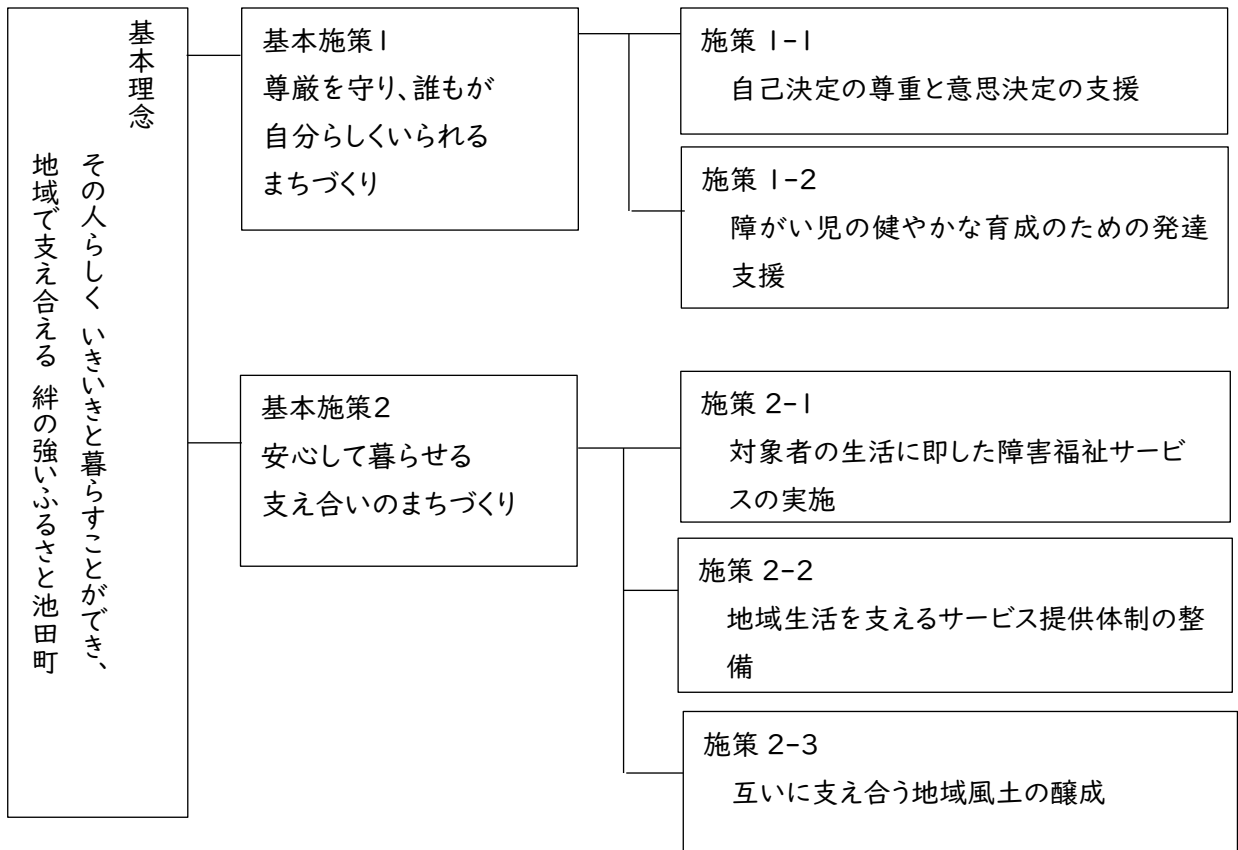
評価は、下表のとおりA~Dの4段階で行い、数値目標が掲げられている施策や事業等は定量的に評価し、それ以外の項目については定性的な評価を行いました。なお、定性的な評価にあたっては、極力関連指標の数値から判断する様にしました。

	定量評価	定性評価
A	100%以上	目標を超過している
B	80%以上 100%未満	目標を達成している
C	50%以上 80%未満	目標をほぼ達成している
D	50%未満	目標を達成していない

評価の結果、全体ではA、B評価が86項目中73項目(84.8%)となりました。

(参考:別冊参考資料P46-59)

### 第3節 基本施策の設定と施策の体系



## 第4節 計画の推進

### 基本施策1 尊厳を守り、誰もが自分らしくいられるまちづくり

#### (1) 施策の方針

地域共生社会の実現に向け、障がいの種別等にかかわらず、全てのひとが自らの希望や願いのもと、自分らしくいられる町を目指します。

そのため池田町では、地域の環境づくりとともに町の相談支援機関の職員の資質向上に重きを置き、個別の相談対応に併せ、支援者や親族等も含めた関係者の調整力の向上に力を入れていきます。

#### (2) 基本施策の展開

##### 施策1-1 自己決定の尊重と意思決定の支援

	目指す姿	事業	評価項目	主担当
1	自己決定が困難な者でも、自己決定の権利を履行できる	成年後見制度の利用促進	池田町成年後見制度利用促進計画による。	多世代相談センター
2	対象者の自己決定を尊重した相談支援を行う	相談支援体制の充実	定期的に広報誌、ホームページ等で相談窓口を周知する。 (3回/年) 適切な情報共有に基づいた支援方針等の検討の場を設定する。 (1回/月)	
3	支援者の合議による意思決定体制を構築する	意思決定支援チームの有効活用	多職種連携による意思決定支援を行う。 (ケース発生時)	

4	権利侵害行為の予防と発生時に解消に向けた迅速な対応が図られる	障がい者差別の解消に資する情報の周知、提供	ポスターの掲示等、国や県からの依頼に対応するとともに、必要に応じて防災無線等で情報の周知や提供を行う。 (随時)
		ケース発生時の迅速な対応	大北圏域の障がい者差別解消委員会を活用する。 (ケース発生時)
		虐待への対応	障がい者虐待防止センターとして、多世代相談センターが主体となって早期解決を図る。 (ケース発生時)

施策1-2 障がい児の健やかな育成のための発達支援

	目指す姿	事業	評価項目	主担当
	「子ども子育て支援計画」による			

基本施策2 安心して暮らせる 支え合いのまちづくり

(1) 施策の方針

全てのひとが公平に生活できるよう、生活に即した障害福祉サービスを実施しながら、互いに支え合えあい、ともに安心して暮らすことのできる町を目指します。

(2) 基本施策の展開

施策2-1 対象者の生活に即した、障害福祉サービスの実施

	目指す姿	事業	評価項目	主担当
1	ニーズに応じた適切な障害福祉サービスが提供できる	相談支援専門員との連携による支援	相談支援専門員からの依頼に応じて、支援会議やモニタリング会議に出席する。(ケース発生時)	多世代相談センター

			基幹相談センターや相談支援専門員との連携による、ニーズに応じた適切な障害福祉サービスの提供に努める。(随時)	
2	適切な情報が提供できる	「福祉のあらし」等による情報提供	「福祉のあらし」の情報更新を定期的に行う。(1回/年)	

施策2-2 地域生活を支えるサービス提供体制の整備

	目指す姿	事業	評価項目	主担当
1	障害福祉サービスだけでなく多層的なサービス提供体制がある	必要なサービスの検討と実施体制の構築 サービス提供環境の維持	多職種による連携を推進し、池田町社会福祉協議会等、関係機関との検討を行い具現化できるよう努める。 (随時)	多世代相談センター
2	協議検討できる場がある	自立支援協議会の活性化	年度ごと、自立支援協議会理事会において協議会活動の質的評価を行う。 (1回/年)	

施策2-3 互いに支え合う地域風土の醸成

	目指す姿	事業	評価項目	主担当
1	地域共生社会の実現に向けた足掛かりとして、住民の互助関係が誰に対しても構築できる	相談支援体制の充実	定期的に広報誌、ホームページ等で相談窓口を周知する。 (3回/年)	多世代相談センター
			適切な情報共有に基づいた支援方針等の検討の場を設定する。 (1回/月)	
			必要に応じて、障がいのある方の相談だけでなく、地域住民を対象とした検討	



			会等も当事者の同意をもとに行い、有効な互助関係の構築と維持を図る。 (随時)
		活動を体験できる場の提供	社会福祉協議会等との連携により、支え合いを体験できる活動等を実施する。 (1回/年)
2	避難行動要支援者を把握する支援が必要な人が避難できる	情報共有同意書の回収率をあげるため、対象者への勧奨を行う	回収率 70%
3		個別避難計画の充実	自主防災会による個別避難計画作成にあたり、依頼等に応じて支援を行う。 (随時)
「池田町地域防災計画」による			

## 障害福祉計画・障害児福祉計画

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害福祉計画・障害児福祉計画として障害者計画と一体的に策定します。

※計画期間は令和6年度から令和8年度の3年間とします。

本計画は国の定める基本指針に即した、障害福祉サービス等の提供体制の確保の実施に関する事項として、成果目標（国全体で達成すべき目標）と活動指標（必要となるサービス提供量等の見込）を設定するものとされています。

## 障害手帳所持者の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害手帳	500	486	473	445
療育手帳	128	128	128	123
精神保健福祉手帳	146	161	179	177

## 自立支援給付サービス利用者数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護	18	15	15	13
行動援護	3	6	5	5
同行援護	1	1	1	0
生活介護	29	32	34	35
共同生活援助	15	10	9	7
短期入所	11	11	10	9
療養介護	4	4	4	4
施設入所支援	13	14	13	13
就労継続支援A型	4	4	6	9
就労継続支援B型	43	79	44	47
就労移行支援	2	2	4	2
自立訓練	2	0	0	0
児童発達支援	14	14	8	10
保育所等訪問支援	2	1	4	1
放課後等デイサービス	23	21	21	22
計画相談	130	120	92	94

成果目標は国・県で示された基準を基本として大北圏域で設定をしました。特に体制整備に関する目標については大北圏域で構成される自立支援協議会の中で取り組むことが決まっています。

活動指標及び基盤整備（必要定員数・事業所数）は前2表のとおり、各障害者手帳の所持者数・自立支援サービスの利用者・利用量は横ばい傾向にあることを踏まえ、令和4年度の実績と令和5年度の概況値を基に令和6年度から令和8年度の数値を見込みました。

また、上記の自立支援給付サービスを補うものとして、市町村ごと地域の実情に合わせ実施することとされている地域生活支援事業についても、活動指標等と同様の考えに基づき令和6年度から令和8年度の数値を見込みました。

これらの見込量の提供が確保できるよう、利用者だけでなくサービス提供事業者に対する相談・支援も引き続き積極的に行い、信頼関係の維持・構築に努めます。

#### 成果目標

目標	基準となる数値 目標割合 目標値（令和8年度）	
	施設入所者の地域生活への移行者数	13人（令和4年度）のうち7.7%
施設入所者の減少数	13人（令和4年度）のうち7.7%	1人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	3人（令和3年度）の1.33倍	4人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	1人（令和3年度）の2.00倍	2人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	1人（令和3年度）の1.00倍	1人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	1人（令和3年度）の1.00倍	1人移行

目標	目標内容（令和8年度）
就労移行支援等から一般就労移行者のうち就労定着支援の利用者と割合	1人（25%）
地域生活支援拠点等の整備	拠点数1か所、運用状況の検討1回
強度行動障害を有する者への支援体制整備	相談窓口は市町村を中心とし、ニーズ把握・課題について整理し、必要な地域資源の開発の検討をする。
障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備	大北圏域で連携体制を構築する

活動指標及び基盤整備

活動指標 サービス名 (※)	単位	(年度)			
		R 4 実績	R 6 見込	R 7 見込	R 8 見込
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間分	412	509	509	509
生活介護		495	444	444	444
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）		0	0	0	0
就労移行支援		24	45	45	45
就労継続支援（A型）		48	90	90	90
就労継続支援（B型）		569	544	544	544
就労選択支援		—	—	1	1
就労定着支援		1	1	1	1
療養介護	人分	4	3	3	3
短期入所（福祉型）		34	34	34	34
短期入所（医療型）	人日分	12	12	12	12
自立生活援助	人分	0	1	1	1
うち精神障がい者		0	1	1	1
共同生活援助		7	7	7	7
うち日中サービス支援型		0	0	0	0
うち精神障がい者		1	1	1	1
施設入所支援	人分	13	12	12	12
計画相談支援		34	35	35	35
地域移行支援		0	0	0	0
うち精神障がい者		0	0	0	0
地域定着支援		0	0	0	0
うち精神障がい者		0	0	0	0
児童発達支援		31	55	55	55
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	0
放課後等デイサービス		158	157	157	157
保育所等訪問支援		0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0
福祉型障害児入所施設		0	0	0	0
医療型障害児入所施設	人分	0	0	0	0
障害児相談支援		9	11	11	11
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	人	0	0	0	0
ペアレントトレーニング等の受講者数	人／年	0	0	0	0
ペアレントメンター人数		0	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数		0	0	0	0

基盤整備 サービス名	単位	(年度)			
		R 4 実績	R 6 見込	R 7 見込	R 8 見込
生活介護	必要定員数	23	21	21	21
自立訓練（機能訓練）		0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）		0	0	0	0
就労移行支援		2	3	3	3
就労継続支援（A型）		3	2	2	2
就労継続支援（B型）		26	25	25	25
就労定着支援		1	1	1	1
療養介護		4	3	3	3
短期入所（福祉型）		2	3	3	3
短期入所（医療型）		1	1	1	1
自立生活援助		1	1	1	1
共同生活援助		8	8	8	8
うち日中サービス支援型		0	0	0	0
施設入所支援		13	12	12	12
特定相談支援	事業所数	5	5	5	5
一般相談支援（地域移行支援）		1	1	1	1
一般相談支援（地域定着支援）		1	1	1	1
障害児相談支援		5	5	5	5
児童発達支援	必要定員数	2	3	3	3
放課後等デイサービス		8	8	8	8
保育所等訪問支援		1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0
福祉型障害児入所施設		0	0	0	0
医療型障害児入所施設		0	0	0	0

※支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

(参考) 主な障害福祉サービス等の体系(介護給付・訓練等給付)

		サービス内容	
訪問系	介護給付	居宅介護	音 児 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		重症訪問介護	音 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であつて常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う(日常生活に生じる様々な介護の事象に対応するための見守り等の支援を含む。)
		同行援護	音 児 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		行動援護	音 児 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
		重症障害者等包括支援	音 児 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行う
日中活動系	施設系	短期入所	音 児 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		療養介護	音 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
		生活介護	音 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
居住支援系	訓練等給付	施設入所支援	音 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		自立生活援助	音 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
訓練系・就労系	訓練等給付	共同生活援助	音 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
		自立訓練(機能訓練)	音 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
		自立訓練(生活訓練)	音 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
		就労移行支援	音 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援(A型)	音 一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援(B型)	音 一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う		
就労定着支援	音 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う		

地域生活支援事業等

出典：厚生労働省ホームページ

種類	単位	令和4年度実績	令和6年度見込	令和7年度見込	令和8年度見込
理解促進・啓発事業	実施の有無	有り	有り	有り	有り
基幹相談支援センター	設置の有無	有り	有り	有り	有り
成年後見制度利用支援事業	利用者数	2人	2人	2人	2人
手話通訳者等派遣事業	利用者数	0人	1人	1人	1人
移動支援事業 (外出困難な方の移動介助・介護をヘルパーが支援)	実利用者	4人	4人	4人	4人
	利用時間月平均	7時間	7時間	7時間	7時間
福祉輸送 (公共交通機関の利用が困難な方の外出を車両で支援)	実利用者	24人	25人	25人	25人
	利用回数月平均	65回	60回	60回	60回
地域活動支援センター (創作的・生産活動の機会提供や社会交流促進の便宜供与)	実施か所	1	1	1	1
	実利用者	12人	12人	12人	12人
日中一時支援事業 (障害者等の見守り等を行い、介護者の就労支援や休息を図る)	実利用者	13人	13人	13人	13人
	利用総時間	3,953時間	4,000時間	4,000時間	4,000時間
タイムケア (障害者等へ一時的に介護が必要となった場合に介護を行う)	実利用者	6人	6人	6人	6人
	利用総時間	393時間	400時間	400時間	400時間
訪問入浴サービス	実利用者	2人	2人	2人	2人

◆池田町福祉計画 策定の経過

◇策定委員

池田町総合福祉センター運営委員会 委員(任期:令和5年5月1日~令和7年4月30日)

		所属等	職名	氏名
1	保健・福祉・医療関係	大町保健福祉事務所福祉課	課長	寺沢 聡子
2		池田町社会福祉協議会	事務局長	井上 賢一郎
3		よりどころ なごみ	施設長	新井 雅和
4		北アルプス医療センター あづみ病院	統括院長	畑 幸彦
5	町議会議員	池田町議会総務福祉委員会	委員長	大厩 美秋
6	各種団体等	池田町民生児童委員協議会	会長	中山 博
7		池田町老人クラブ連合会	会長	太田 洋介
8		池田町ボランティア活動連絡会	会長	立野 泰
9		介護予防教室	利用者	窪田 通
10	学識経験者	大北圏域障害者総合支援センター スクラム・ネット	所長	松井 幸夫
			人数合計	10名

◇計画策定経過

令和5年5月12日 第1回池田町総合福祉センター運営委員会

池田町福祉計画 説明

意見交換・グループワーク

令和5年11月1日 第2回池田町総合福祉センター運営委員会

池田町福祉計画(案)について

令和6年2~3月 パブリックコメント

募集期間:令和6年2月19日~令和6年3月19日

募集の周知方法:池田町ホームページ掲載

池田町総合福祉センター・交流センターかえで計画書設置

資料の閲覧場所:池田町総合福祉センター・交流センターかえで

令和6年3月29日 第3回池田町総合福祉センター運営委員会

◇事務局

1	理事者	町長	甕 聖章
2	健康福祉課	健康福祉課長	宮本 瑞枝
3		福祉係長	浅野 景太
4		多世代相談センター長	黒岩 大輔
5		地域包括支援センター長	平林 源由
6		地域包括支援センター社会福祉士・精神保健福祉士	塩原 舞子
7		地域包括支援センター社会福祉士	丸山 沙織